

令和9・10年度 智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて （建設工事）

令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行います。

智頭町の建設工事の入札に参加を希望する者は、以下により申請書を作成し提出してください。

今回から鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下、「TCAS」という。）によるオンライン申請が可能です。

TCASでの申請が難しい場合は、従前どおり持参又は郵送での申請も受け付けます。

1 受付期間・認定期間

■TCASによる申請

受付期間			認定期間
第1期	第1回	令和 8年10月1日 ～ 令和 9年1月31日	令和 9年 4月1日 ～ 令和11年3月31日
	第2回	令和 9年 4月1日 ～ 令和 9年4月30日	令和 9年 7月1日 ～ 令和11年3月31日
	第3回	令和 9年 7月1日 ～ 令和 9年7月31日	令和 9年10月1日 ～ 令和11年3月31日
第2期	第4回	令和 9年10月1日 ～ 令和10年1月31日	令和10年 4月1日 ～ 令和11年3月31日
	第5回	令和10年 4月1日 ～ 令和10年4月31日	令和10年 7月1日 ～ 令和11年3月31日
	第6回	令和10年 7月1日 ～ 令和10年7月31日	令和10年10月1日 ～ 令和11年3月31日

※TCASの「申請」ボタンを押下できる期間は、上記期間です。

各受付期間の最終日は午後5時で締切ですので、ご注意ください。

■紙媒体による申請

受付期間		認定期間
定期申請	令和8年10月1日 ～ 令和9年1月31日	令和9年4月1日 ～ 令和11年3月31日
随時申請	定期申請受付期間終了後～	認定の日 ～ 令和11年3月31日

※随時申請の場合、資格の認定期間の始期が令和9年4月1日とならないことがありますので、ご注意ください。

2 申請方法

■TCASによる申請

TCASに必要事項を入力し、必要資料をPDF化したものをアップロードし提出してください。

【TCAS】 <https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

■紙媒体による申請

智頭町役場 地域整備課 へ持参又は郵送してください。

【住所】〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

※受付票の返信を希望する場合は、返信用葉書または返信用封筒（切手貼付）を同封

3 提出書類

■T C A Sによる申請

- (1) 工事経歴書（様式第3号）
- (2) 職員調書（技術職員）（様式第4号）※
- (3) 職員調書（その他職員）（様式第5号）※
- (4) 営業所一覧表 ※
- (5) 納税証明書（国税）（写し可）
- (6) 納税証明書（県税）（写し可）※
- (7) 納税証明書（町税）（写し可）※
- (8) 商業登記簿の謄本又は登記事項証明書 ※
- (9) 印鑑証明書
- (10) 使用印鑑届 ※
- (11) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (12) 経営規模等評価結果通知書の写し
- (13) 労働保険料納付証明書（写し可）※

※印がついている書類は省略可能なものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

■紙媒体による申請

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 入札参加資格希望票（様式第2号）
- (3) 工事経歴書（様式第3号）※
- (4) 職員調書（技術職員）（様式第4号）※
- (5) 職員調書（その他職員）（様式第5号）※
- (6) 営業所一覧（様式第6号） ※
- (7) 納税証明書（国税）（写し可）
- (8) 納税証明書（県税）（写し可） ※
- (9) 納税証明書（町税）（写し可） ※
- (10) 商業登記簿の謄本（写し可）
- (11) 印鑑登録証明書（写し可）
- (12) 使用印鑑届 ※
- (13) 建設業許可証明書又は許可確認書の写し
- (14) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (15) 労働保険料納付証明書（写し可）※
- (16) 委任状 ※

※印がついている書類は省略可能なものもあるので注意すること。（4 記入方法を参照）

●申請書等の入手方法

令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下、「申請書」という。）の様式は智頭町のホームページからダウンロードしてください。

【智頭町HP】 <https://www1.town.chizu.tottori.jp/1/>

組織から探す → 地域整備課 → 工事・入札に関すること → 入札参加資格申請について
→ 令和9・10年度智頭町一般競争（指名競争）参加資格審査申請手続きについて

4 記入方法

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式第1号) ※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア 「受付番号」は記入しないこと。

イ 「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。

(2) 入札参加資格希望票(様式第2号) ※TCASで申請の場合はシステムへ入力

ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されている。

イ 「経審申請」については、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営規模等評価を申請している場合に○印を記載する。

ウ 「完成工事高」の欄については、審査基準日前1年間の完成工事高について、希望工種ごとの額を記載すること。（経営事項審査の完成工事高（2年平均・3年平均）を記載しないこと。）

エ 「希望欄」については、入札参加を希望する工種のうち、「経審申請」欄に○印の記載があり、当該工種に係る資格を希望する場合に○印を記載すること。

※(1)・(2)に記載した事項に変更が生じた場合は、様式第14号及び変更を証する書類を添付の上、速やか（事実の発生したときから2週間以内）に提出すること。

(3) 工事経歴書（様式第3号）

※希望工種について、直前審査に係る審査基準前1年間に同種工事の施工実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に施工実績がある場合のみ提出すること。

(4) 職員調書（技術職員）（様式第4号）

※町内業者については、全員の資格者証等の写しを提出してください。

（町外業者については、資格者証等の写しの提出は必要ありません。）

※鳥取県外に主たる事業所（営業所）を有する建設業者の場合は不要。

※この調書に記載した職員に変更（退職、資格の変更（追加））が生じた場合は、様式15号により、変更を速やか（事実の発生したときから2週間以内）に提出すること。

(5) 職員調書（その他の職員）（様式第5号）

※鳥取県外に主たる事業所（営業所）を有する建設業者の場合は不要。

(6) 営業所一覧表（様式第6号）

※支店等に委任する場合のみ提出すること。

(7) 納税証明書（国税）【写し可】

ア 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

イ 様式は税務署発行のもの（その3-2（個人）、その3-3（法人））とする。

ウ 証明を受ける税目は、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(8) 納税証明書（県税）【写し可】

ア 鳥取県内に営業所または事業所を有する者のみ提出すること。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

ウ 様式は県税事務所発行のものとする。

エ 証明を受ける税目は、個人県民税を除く全税目とする。

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(9) 納税証明書（町税）【写し可】

ア 智頭町内に営業所または事業所を有する者のみ提出すること。

イ 申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

◆ 法人：「法人市町村民税」

◆ 個人：「個人町県民税」

（注）納付すべき税額がない場合でもその旨の証明書を添付すること。

(10) 商業登記簿の謄本【写し可】

申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

◆法人：登記簿謄本（全部事項証明書）の履歴事項証明書又は現在事項証明書

◆個人：住民票の抄本

(11) 印鑑登録証明書【写し可】

申請前3ヶ月以内に発行されたものとする。

(12) 使用印鑑届【原本】

※見積、入札、契約等の手続きに実印以外の印を使用する場合のみ提出すること。

(13) 建設業許可証明書又は許可確認書の写し

許可通知書が複数ある場合は、すべての写しを提出すること。

（注）廃業している建設業の種類がある場合は、該当箇所に二重取消線を引くこと。

(14) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

- ア 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が本申請提出時に間に合わない場合は、経営事項審査の申請書に受付印が押印されたものの写しを提出してください。（この場合、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しを後日提出してください。）
- イ 審査基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併等の場合は、令和8年12月31日）までの審査基準日であること。

(15) 労働保険料納付証明書【写し可】

- ア 鳥取県内に本店を有する建設業者のみ提出のこと。
- イ 入札参加資格申請を行う月又は前月に交付されたものに限る。
- ウ 様式は鳥取労働局発行のものとする。（発行手数料なし）

【県内業者の証明依頼先】

鳥取労働局 労働保険徴収室 適用係

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9 《連絡先》TEL：0857-29-1702 FAX：0857-22-3663

(16) 委任状

※支店等に委任する場合のみ提出すること。

5 その他

- (1) 令和7・8年度の変更申請については、引き続き紙媒体での提出をお願いします。
- (2) 一度申請を受付けた後は、資格期間内の申請方法の変更（電子申請⇄紙申請）は出来ませんので、ご注意ください。
- (3) 申請内容について、一部公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

6 お問い合わせ先

智頭町役場 地域整備課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（智頭町役場2階）

TEL：0858-75-4113 FAX：0858-75-4124 MAIL：kensetsu@town.chizu.lg.jp

（注）お問い合わせは、極力ファクシミリ又はメールによりお願いします。

お問い合わせ内容に不明な点がある場合は、担当より連絡させていただきます。